

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問 25（個） 第 4 号）

### 第 1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、取り消すべきである。

### 第 2 審査請求に至る経緯

#### 1 開示の請求

審査請求人は、平成 25 年 7 月 5 日、広島県個人情報保護条例（平成 16 年広島県条例第 53 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、「私  
が不審者とされた平成〇年〇月〇日〇〇で発生した事案情報管理番号〇〇 管轄警察署  
〇〇警察署（以下「警察署」という。）これに関係する情報で平成〇年〇月〇日  
警察署生活安全課において、〇〇警部が〇〇（以下「特定個人」という。）に対して聴  
取をおこなった。それに関係する書類一切」（以下「本件対象情報」という。）の開示  
を請求（以下「本件請求」という。）した。

#### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、条例第 17 条の規定により、本件対象情報の存否を明  
らかにしないで本件請求を拒否する不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、  
平成 25 年 7 月 18 日付けで審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、平成 25 年 7 月 29 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭  
和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」  
という。）に対し審査請求を行った。

### 第 3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、意見書及び審査請求人が当審査会での意見陳述に代え  
て提出した陳述書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関により特定個人への聴取が行われたことは、別の自己情報開示請求によ  
って部分開示を受けた相談簿によって明らかであり、本件処分の必要はない。保護  
すべき理由はないため、不開示の理由を明確にされたい。
- (2) 特定個人が警察署に出頭したのは自分の要請であるにもかかわらず、〇〇警部は  
特定個人との会話を妨げ、個別に聴取を行うとして引き裂いた。

- (3) 特定個人がわざわざ私の要請で出頭する以上、何らかの説明を受けられると考えていたが、警察の聴取後、一切の連絡を絶ってきた。警察が何らかの口止めを特定個人に求め、警察にとって不都合な事実をもみ消そうとしたと考えている。

#### 第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が理由説明書及び口頭意見陳述で説明している内容は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件請求は特定個人を指定して行われたものであり、特定個人に対して聴取を行った事実の存否（以下「本件存否情報」という。）について回答することは、それだけで特定個人の個人情報という不開示情報を開示した場合と同様に、特定個人の権利利益を侵害することになるため、実施機関は条例第17条の規定に基づき、本件対象情報の存否を明らかにしないで本件請求を拒否した。
- 2 審査請求人は平成〇年〇月〇日午前8時20分頃に、特定個人は同日8時50分頃にそれぞれ警察署に来署した。当初は〇〇警部らが取調室で審査請求人及び特定個人に対し事情聴取を行っていたが、その後、両者を引き離れた。
- 3 審査請求人が特定個人に対する聴取事実そのものについては知っている可能性があると思われるが、特定個人を審査請求人から見えない場所に移動させたので、審査請求人が特定個人の事情聴取の状況を具体的にうかがい知ることはできない状況にあった。
- 4 別の自己情報開示請求において、審査請求人に部分開示した相談簿により、小学校のPTA会長から事情聴取したことを明らかにしているが、PTA会長の名前は公表されていない。仮に審査請求人がPTA会長の名前を知る機会があったとしても、あくまで審査請求人が個別的に知り得た情報にすぎず、条例第14条第3号に規定する「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」には該当しない。

#### 第5 審査会の判断

- 1 本件請求について

審査請求人が平成〇年〇月〇日に行った行為について、不審者情報として実施機関のホームページやメール等に掲載されたため、審査請求人はこれらの情報の消去を求めて、同年〇月〇日に警察署に相談した。

同年〇月〇日、審査請求人はなぜ不審者メールに掲載されたのかを知るため警察署に行ったが、審査請求人は、同日〇〇警部が特定個人に聴取を行ったとして、それに関係する書類の開示を求めたのが本件請求である。

これに対し、実施機関は、本件対象情報の存否を明らかにすることができないとして本件処分を行ったことから、以下本件処分の妥当性について検討する。

- 2 本件処分の妥当性について

(1) 存否応答拒否制度について

条例第 17 条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

自己情報開示請求に対しては、当該自己情報開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにした上で、保有個人情報が存在している場合にあっては開示又は不開示を回答し、存在しない場合にあっては存在しない旨を回答することが原則である。

しかし、保有個人情報の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示した場合と同様に、個人や法人等の権利利益を侵害したり、県の機関又は国等の機関が行う事務事業に支障を及ぼしたりすることがあり得る。

このため、条例第 17 条は、対象となる保有個人情報の存否を明らかにしないで、自己情報開示請求を拒否することができる場合を例外的に規定しているものである。

(2) 本件対象情報の存否応答拒否の当否について

ア 諮問実施機関は、本件請求が特定個人を指定して行われたものであり、本件存否情報を回答することは、それだけで審査請求人以外の個人情報という不開示情報を開示した場合と同様に、特定個人の権利利益を侵害することとなるため、本件対象情報について存否応答拒否とした旨説明する。

イ 諮問実施機関の説明は、本件存否情報自体が条例第 14 条第 3 号（開示請求者以外の個人情報）に該当し、それを明らかにすることができないため、本件対象情報を存否応答拒否としたものと解される。

条例第 14 条第 3 号本文では、「開示請求者以外の個人に関する情報（略）であって、開示請求者以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示としつつ、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

ウ まず、本件請求は、警察署において〇〇警部が特定個人に対して聴取を行ったことに関する書類の開示を求めるものであるから、本件対象情報が存在するかどうか明らかになれば、特定個人が警察署で聴取を受けたかどうか明らかにな

ることから、本件存否情報は、条例第14条第3号本文に該当すると認められる。

次に、本件存否情報が条例第14条第3号ただし書イの「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当するかどうかを検討する。

条例の解釈運用基準によると、「慣行として開示請求者が知ることができ得る情報」とは、「慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。」とされている。

諮問実施機関の説明によると、当初特定個人は審査請求人と一緒に事情聴取を受けていたが、それが適切でないと判断される状況が生じたため、両者が引き離されたということであり、そうした経緯を踏まえると、特定個人と一緒に事情聴取を受けていた審査請求人にとって、引き離された後も特定個人が事情聴取を受けたか否かは、事実上当然知り得る情報であったと考えられる。

そうすると、本件存否情報は、条例第14条第3号ただし書イに該当すると認められるため、本件存否情報が不開示とすべき情報であるとは認められない。

エ したがって、本件対象情報の存否を明らかにしないで本件請求を拒否した本件処分は妥当でない。

### 3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
25. 9. 12	・ 諮問を受けた。
25. 9. 20	・ 諮問実施機関に理由説明書の提出を要求した。
25. 10. 17	・ 諮問実施機関から理由説明書を収受した。
25. 10. 21	・ 審査請求人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 審査請求人に意見書の提出を要求した。
25. 10. 22	・ 審査請求人から意見書を収受した。
25. 10. 23	・ 諮問実施機関に意見書の写しを送付した。
26. 4. 24 (平成 26 年度第 1 回)	・ 諮問の審議を行った。
26. 5. 29 (平成 26 年度第 2 回)	・ 諮問の審議を行った。
26. 6. 19 (平成 26 年度第 3 回)	・ 諮問実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
26. 7. 24 (平成 26 年度第 4 回)	・ 諮問の審議を行った。
26. 8. 28 (平成 26 年度第 5 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第3部会】

太 田 育 子	広島市立大学教授
緒 方 桂 子 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授
長 井 紳一郎	弁護士